

警察官職務執行法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ ○	警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）		1
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）		10

改 正 案	現 行
(保護) 第三条 (略) 2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけ速やかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つかからないときは、速やかに適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならぬ。 3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間を超えてはならない。ただし、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。第五項において同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。 4 前項ただし書の許可状は、警察官の請求に基づき、裁判官においてやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日を超えてはならない。この許可状にはやむを得ないと認められる事情を明記しなければならない。 5 (略)	(保護) 第三条 (略) 2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つかからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。 3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。 4 前項但書の許可状は、警察官の請求に基づき、裁判官において已むを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。 5 (略)

（犯罪が正に行われようとする場合の措置）

第五条 警察官は、犯罪が正に行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、また、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受けるおそれがあつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（サイバー危害防止措置執行官による措置）

第六条の二 （略）

2 サイバー危害防止措置執行官は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為（以下この項において「情報技術利用不正行為」という。）に用いられる電気通信若しくはその疑いがある電気通信（以下この項及び第四項ただし書において「加害関係電気通信」という。）又は情報技術利用不正行為に用いられる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第九条において同じ。）若しくはその疑いがある電磁的記録（以下この項において「加害関係電磁的記録」という。）を認めた場合であつて、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは

（犯罪の予防及び制止）

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（サイバー危害防止措置執行官による措置）

第六条の二 （略）

2 サイバー危害防止措置執行官は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為（以下この項において「情報技術利用不正行為」という。）に用いられる電気通信若しくはその疑いがある電気通信（以下この項及び第四項ただし書において「加害関係電気通信」という。）又は情報技術利用不正行為に用いられる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）若しくはその疑いがある電磁的記録（以下この項において「加害関係電磁的記録」という。）を認めた場合であつて、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、加害関係

、加害関係電気通信の送信元若しくは送信先である電子計算機又は加害関係電磁的記録が記録された電子計算機（以下この条において「加害関係電子計算機」と総称する。）の管理者その他関係者に対し、加害関係電子計算機に記録されている加害関係電磁的記録の消去その他の危害防止のため通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るもの（適切に危害防止を図るために通常必要と認められる限度において、電気通信回線を介して当該加害関係電子計算機に接続して当該加害関係電子計算機に記録されたその動作に係る電磁的記録を確認することを含む。）をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

3～9 （略）

10 前項の規定による通知を受けたサイバー通信情報監理委員会は、当該通知に係る処置が第二項、第三項及び第四項ただし書の規定に照らして適切に行われたかどうかを確認し、第二項の規定による処置に係る事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認の結果に基づき、当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項及び第九条第十項において「警察庁長官等」という。）に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

11 （略）

（被害切迫者に対する被害を防止するための措置）

電気通信の送信元若しくは送信先である電子計算機又は加害関係電磁的記録が記録された電子計算機（以下この条において「加害関係電子計算機」と総称する。）の管理者その他関係者に対し、加害関係電子計算機に記録されている加害関係電磁的記録の消去その他の危害防止のため通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るもの（適切に危害防止を図るために通常必要と認められる限度において、電気通信回線を介して当該加害関係電子計算機に接続して当該加害関係電子計算機に記録されたその動作に係る電磁的記録を確認することを含む。）をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

3～9 （略）

10 前項の規定による通知を受けたサイバー通信情報監理委員会は、当該通知に係る処置が第二項、第三項及び第四項ただし書の規定に照らして適切に行われたかどうかを確認し、第二項の規定による処置に係る事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認の結果に基づき、当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

11 （略）

第八条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある犯罪（以下この条及び次条

（新設）

第二項において「重大犯罪」という。）が行われ、又は実行に着手されたことを認めた場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該各号に定める被害を受ける者（以下この条及び同項において「被害切迫者」という。）が特定されているときは、当該被害切迫者に対して、直ちに当該被害を防止するための方法の指導その他の当該被害切迫者において当該被害が拡大し、又は発生することを防止するために必要な措置をとらなければならぬ。

一 当該重大犯罪の態様その他の事情から合理的に判断して、既に行われた重大犯罪による被害が拡大し、又はその実行に着手された重大犯罪による被害が発生すると認められるとき これらの被害

二 当該重大犯罪を行い、又はその実行に着手した者による同種の重大犯罪により、人の生命、身体又は財産に対する被害が発生することとなると判断すべき具体的な事実が認められるとき 当該被害

（被害防止電子計算機調査）

第九条 警察庁長官は、警察庁又は都道府県警察の警察官のうちから、次項及び第六項から第八項までの規定による処置を適正にと

（新設）

るために必要な知識及び能力を有すると認められる警察官を被害防止電子計算機調査官として指名するものとする。

被害防止電子計算機調査官は、前条の規定による措置（以下この項及び第八項において「被害防止措置」という。）の実施に当たる警察官（以下この条において「被害防止措置実施警察官」という。）から提供された資料により、重大犯罪が行われ、又は実行に着手されたことを認めた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該被害防止措置実施警察官に提供するため、当該被害防止電子計算機調査官の使用に係る電子計算機を当該重大犯罪の犯人が犯人間の相互連絡又は被害切迫者への連絡に用いたと認める合理的な理由のある電子計算機（電気通信回線に接続しているものに限る。以下この条において同じ。）に電気通信回線を介して接続して、当該電子計算機に記録された電磁的記録のうち、被害防止措置の対象となるべき被害切迫者の氏名又は住所、当該被害切迫者に係る重大犯罪（以下この項及び第八項第二号において「切迫重大犯罪」という。）が行われる日時その他の被害防止措置をとるために必要な当該被害切迫者又は切迫重大犯罪の実行に関する事項を示す情報（第三号において「被害防止措置用情報」という。）に係るものを複写し、これを取得することができる。この場合において、当該被害防止電子計算機調査官は、当該接続、複写及び取得のために必要な処分をすることができる。

一 当該行われ、又は実行に着手された重大犯罪の態様その他の事情から合理的に判断して、当該重大犯罪が数人の共謀により行われ、又は実行に着手されたと認められるとき。

二 前条各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該各号

に定める被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があるとき。

三 他の方法によつては被害防止措置用情報を速やかに収集することが著しく困難であるとき。

3 被害防止電子計算機調査官は、前項前段の規定による措置（以下この条において「被害防止電子計算機調査」という。）を実施する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を明らかにした書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）及びその疎明資料を提出して、当該被害防止電子計算機調査官が所属する警察庁又は都道府県警察本部の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得なければならぬ。

一 被害防止電子計算機調査を実施することができる場合に該当すると認める理由

二 対象となる電子計算機及び当該電子計算機を対象とする理由

三 被害防止電子計算機調査により複写及び取得を行う電磁的記録（以下この条において「対象電磁的記録」という。）の範囲

四 被害防止電子計算機調査のために行う行為の具体的内容及び手順

4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可の求めがあった場合において、当該求めが第二項の規定に照らして適切であると認めるときは、当該許可をするものとする。この場合において、当該裁判官は、当該許可に係る被害防止電子計算機調査の対象となる電子計算機及び対象電磁的記録の範囲並びに許可の有効

期間、発付の年月日及び裁判所名を記載し、かつ、自己の記名押印をし、又はこれに代わる措置をとった許可状を発付しなければならない。

5 被害防止電子計算機調査官は、被害防止電子計算機調査及び第二項後段の規定による処分（次項及び第十一項において「被害防止電子計算機調査等」という。）を実施するに際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

6 被害防止電子計算機調査官は、被害防止電子計算機調査等にし、当該被害防止電子計算機調査等の対象となつた電子計算機に記録された電磁的記録のうち第四項の許可に係る対象電磁的記録に該当しないもの又はこれに係る情報を取り扱つた場合には、当該電磁的記録又は情報を被害防止措置実施警察官その他の者に提供してはならない。この場合において、当該被害防止電子計算機調査官は、当該被害防止電子計算機調査等が終了したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、直ちに、当該電磁的記録の全てを消去しなければならない。

7 被害防止電子計算機調査官は、被害防止電子計算機調査が終了したとき（前項の規定による消去を行つた場合にあつては、当該消去が終了したとき）は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害防止措置実施警察官に対し、第四項の許可に係る対象電磁的記録に該当するものとして当該被害防止電子計算機調査により複写及び取得を行つた電磁的記録（次項第五号において「取得電磁的記録」という。）又はこれに係る情報を提供するものとする。

8 被害防止電子計算機調査官は、被害防止電子計算機調査を実施したとき（第六項の規定による消去を行った場合にあつては、当該消去が終了したとき）は、当該被害防止電子計算機調査の対象となつた電子計算機の利用者の所在が明らかでない場合その他通知をすることが困難である場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を当該電子計算機の利用者に通知するものとする。ただし、当該通知を行うことにより被害防止措置が妨げられるおそれがあるときは、当該おそれなくなつた後速やかに通知するものとする。	一 当該電子計算機を特定するために必要な事項 二 当該被害防止電子計算機調査に係る切迫重大犯罪の罪名 三 第四項の許可状の発付の年月日 四 当該被害防止電子計算機調査を実施した年月日 五 取得電磁的記録を特定するために必要な事項 六 第六項の規定による消去を行った場合にあつては、当該消去を行った年月日	9 第二項及び前三項の規定により被害防止電子計算機調査官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。	10 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る処置が第四項の許可の内容並びに第二項及び第五項から第八項までの規定に照らして適切に行われたかどうかを確認し、第二項及び第六項から第八項までの規定による処置に係る事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認の結果に
---	---	---	---

に基づき、当該報告に係る処置をとった被害防止電子計算機調査官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官等に対し、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

11 被害防止電子計算機調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（他の法令による職権職務）

第十条 警察官は、この法律の規定によるほか、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

（他の法令による職権職務）

第八条 警察官は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

改 正 案	現 行
（治安出動時の権限） 第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。第六條の二、<u>第八條及び第九條を除く。</u>）の規定は第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、同法第六條の二第二項から第十項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正にとるために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものの職務の執行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、同法第六條の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。 この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都	（治安出動時の権限） 第八十九条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。第六條の二を除く。）の規定は第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、同法第六條の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正にとるために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものの職務の執行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、同法第六條の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁

道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項及び第九条第十項において「警察庁長官等」という。）とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

2（略）

（重要電子計算機に対する通信防護措置の際の権限）

第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為（以下この項において「情報技術利用不正行為」という。）」とあるのは「重要電子計算機（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。）に対する特定不正行為（同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。）」と、「情報技術利用不正行為に」とあるのは「当該特定不正行為に」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「

長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

2（略）

（重要電子計算機に対する通信防護措置の際の権限）

第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為（以下この項において「情報技術利用不正行為」という。）」とあるのは「重要電子計算機（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。）に対する特定不正行為（同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。）」と、「情報技術利用不正行為に」とあるのは「当該特定不正行為に」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「

防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する重要電子計算機をいう。）」とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視總監若しくは道府県警察本部長（次項及び第九条第十項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）

第九十二条 （略）

2 警察官職務執行法（第六条の二、第八条及び第九条を除く。）

及び第九十条第一項の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正にとるために必要な能力を有す

防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する重要電子計算機をいう。）」とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会に」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会に」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視總監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）

第九十二条 （略）

2 警察官職務執行法（第六条の二を除く。）及び第九十条第一項

の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正にとるために必要な能力を有する部隊等として防衛

る部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものが前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、それぞれ準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項及び第九条第十項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と、海上

大臣が指定する部隊等に属するものが前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、それぞれ準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項にお

保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十二条第二項において準用する警察官職務執行法第七条及び自衛隊法第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「同法第九十二条第二項において準用する第十七条第一項」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 （略）

（自衛隊等が使用する特定電子計算機の警護のための権限）

第九十五条の四 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、次に掲げる特定電子計算機（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第一項に規定する特定電子計算機をいう。）をサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の四第一項各号に掲げる特定電子計算機（第四項ただし書において「特定電子計算機」という。）に対するサイバーセキュリティ」と、「情報技術利用不正行為に」とあるのは「当該情報技術利用不正行為に」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイ

いて準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十二条第二項において準用する警察官職務執行法第七条及び自衛隊法第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「同法第九十二条第二項において準用する第十七条第一項」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 （略）

（自衛隊等が使用する特定電子計算機の警護のための権限）

第九十五条の四 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、次に掲げる特定電子計算機（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第一項に規定する特定電子計算機をいう。）をサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の四第一項各号に掲げる特定電子計算機（第四項ただし書において「特定電子計算機」という。）に対するサイバーセキュリティ」と、「情報技術利用不正行為に」とあるのは「当該情報技術利用不正行為に」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイ

バー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。

この場合において、当該とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「に対し」とあるのは「である特定電子計算機に対し」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会」と、同条第十項中「当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項及び第九条第十項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

一・二（略）

2
(略)

バー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。

この場合において、当該とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「に対し」とあるのは「である特定電子計算機に対し」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会」と、同条第十項中「当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（次項において「警察庁長官等」という。）」とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等（第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官）」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

一・二（略）

2
(略)